

確認・検討事項 ※変更しない（計画書本文では、**緑字**で修正しています。）

頁	意見	方針	播磨町の考え方	新
11	インクルーシブ教育を→ インクルージョン（地域社会への参加・包摂）をさらに進めていくとしてはどうか。教育だけでない。 厚労省、こども家庭庁 令和6年度報酬改定の基本的な考え方にも、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無にかかわらず全てのこどもが共に育つ環境整備」と表記されている。保育所等、学校、児童発達支援、放課後等デイサービスや、学童なども含めている。就労、生活、権利擁護、全てにわたっており、教育に限定するものではない。	変更しない	「インクルージョン」に変更せず、現状のままとします。 国において、インクルージョンの取組が進んでいることはご指摘の通りです。しかし、本計画はあくまで播磨町における計画であり、町の方針として、インクルーシブ教育を推進することを考えています。特に11pに記載のインクルーシブは「そだつ」分野の方針として記載しており、教育の分野に該当します。	2 そだつ 健診や病院で発達の遅れ等を指摘された際、福祉へつなげていく仕組みを整備する必要があります。また、障がいのある子ども地域の学校で学ぶことができるよう、インクルーシブ教育をさらに進めていく必要があります。
13	分けない支援 インクルーシブ教育の理念 → インクルージョンを推進し、障害の有無にかかわらず全てのこどもが共に育つ環境整備と合理的配慮の提供をすすめます。としてはどうか？	変更しない	「インクルージョン」に変更せず、現状のままとします。	インクルーシブ教育の理念の実現に向け、障がいの有無にかかわらず子どもたちが共に教育を受けられる環境整備と合理的配慮の提供を進めます。
22	本文に、インクルージョン（地域社会への参加・包摂）の推進について、触れてほしい。 「年少期より、障害の有無にかかわらず、子ども達が様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長することができる社会の実現を目指し、インクルージョン（地域社会への参加・包摂）の推進を進めることが重要である」と厚労省も示しているので、このような内容を盛り込んでほしい。	変更しない	「インクルージョン」に変更せず、現状のままとします。	障がいの有無にかかわらず、自らの能力や特性を発揮するためには、一人ひとりの実情に応じた適切な支援や、教育ニーズに対応した細やかな支援が必要です。また、子どもたちが地域で共に育つためには、保育・教育機関における支援の充実と地域における理解が必要不可欠です。
22	10と11の順番を変える。 インクルーシブ教育の推進→インクルージョン（地域社会への参加・包摂）の推進 理念が先で、具体的手立ては後ではないか。 10と11の文章を整理してほしい。	変更しない	取組の10と11の順番について、変更はしません。インクルージョンへ変更せず、インクルーシブ教育の推進のままとします。	10 保育・教育の充実 ・ 障がいのある児童・生徒について、保護者や関係機関と連携して「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、個々の実態に応じて、きめ細やかで適切な指導及び支援の充実を図ります。 ・ 学校・園に配置されている特別支援コーディネーターを通して、幼児期からの適切な教育相談、就学指導を行う等、特別支援教育の充実を図ります。 ・ 特別支援教育に関して、全教職員の資質・能力の向上を図る研修会を開催し、専門性向上と実践力向上に努めます。 11 インクルーシブ教育の推進 ・ 障がいの有無にかかわらず地域の学校に通うことができるよう、一人ひとりの教育ニーズに応じた教育支援を行います。 ・ 医療、福祉、教育の関係機関と連携した会議を開催し、課題や認識を共有し、切れ目のない一貫した支援体制を構築します。 ・ 障がいのある子どもや、医療的ケアを必要とする子どもが安全に安心して教育を受けることができるよう、学校・園の施設及び設備の充実に努めます。
24	インクルーシブ教育の推進の取組について、「障害の有無にかかわらず全てのこどもが育つ環境整備を進めます」とした方が良いのではないか。	変更しない	現状のままとします。	11 インクルーシブ教育の推進 ・ 障がいの有無にかかわらず地域の学校に通うことができるよう、一人ひとりの教育ニーズに応じた教育支援を行います。

頁	意見	方針	播磨町の考え方	新
13	参加・参画のバリアを下げる 政策決定の場において → 計画をつくる際にも障害のある人やその家族が、主体的にかかわることができるよう配慮するとともに、その意見を尊重し、参画しやすい仕組みづくりをすすめます。 という表現にしてはどうか。また、バリアを下げるという表現について、違和感がある。「参加・参画の工夫」とか、はどうか。	変更しない	「参加・参画の工夫」に変更せず、また、その内容も変更はしません。 「工夫」よりも「バリア」がわかりやすいと考えます。また、「政策決定の場」を「計画を作る際に」とするのは、範囲を限定的にしており、計画に限らず、町の方針決定における様々な場において、障がいのある人の参画を推進する意図があります。	参加・参画のバリアを下げる 政策決定の場において、障がいのある人が参画しやすい仕組みづくりを進めます。 また、必要な情報が、障がいの特性に応じて必要な情報を受け取ることができる支援体制など、参加・参画しやすい環境が必要です。
13	権利擁護を基盤とした相談 相談支援において当事者に支援を受ける対象としてみるだけでなく、自らの意思によって社会に参画する主人公としてとらえ、必要な情報を提供し、本人の意欲や意向を引き出した自己決定のもと、障害のある人が地域暮らしのために必要な支援につなげることが必要です。としてはどうか。	変更しない	権利擁護を基盤とした相談について、内容の変更はしません。 「当事者を支援を受ける対象としてみるだけでなく」という一文をあえていれることが、相談支援側においてそのように見ていることがあるように捉えられかねないため、現在の文章のままとします。	権利擁護を基盤とした相談 相談支援において当事者に寄り添い、必要な情報を提供し、本人の意欲や意向を引き出した自己決定のもと、障がいのある人が地域で暮らすために必要な支援につなげることが必要です。
21	福祉人材の確保と育成の・3つ目について下記文章を提案。 「児童生徒に障害福祉に関する仕事の大切さや魅力を事業所職員が学校等に出向いて授業を行う機会を設け、関心を持ってもらうことにより、将来的な人材確保を図ります。」	変更しない	障害福祉分野のみで対応では困難であるため、本計画ではご提案いただいた内容は反映しません。	福祉人材の確保と育成 ・ 町内でヘルパー養成研修等を実施する事業所に対して支援することにより、福祉人材の確保と育成に努めます。 ・ 相談支援専門員やその他相談支援に従事する人へ研修等を実施することにより、サービスの質の向上を図ります。
23	6 児童発達支援センターの整備 児童発達支援センターの機能として、インクルージョン（地域社会への参加・包摂）を推進するための中核機関としての役割があるのではないかと。 ・1つ目の前に、インクルージョンを推進するための中核機関として児童発達支援センターを設置し、としてはどうか	変更しない	児童発達支援センターの整備に関する内容について、変更しません。 児童発達支援センターの設置の段階を目標としており、インクルージョン推進の中核的な役割については、今後具体的に検討を進める内容のため、反映いたしません。	6 児童発達支援センターの整備 ・ 児童発達支援センターを設置し、保健・医療・福祉・教育等と連携し、継続的な支援を行います。 ・ 本人や保護者の意向、発達の状況をふまえ、就学時に適切な教育の場を選択できるよう、専門的な見地から就学に関する情報を提供し、関係機関との連携を強化して教育相談の充実を図ります。 ・ 療育事業、母子相談、家庭療育支援講座や子育て相談を継続的に実施し、子育てにおける不安の軽減に努めます。